

船舶事故調査報告書

平成30年8月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	真珠養殖施設損傷
発生日時	不明（平成30年3月20日 02時03分ごろ～02時21分ごろの間）
発生場所	長崎県平戸市川内湾 平戸川内港沖防波堤灯台から真方位146°1,190m付近 （概位 北緯33°19.0′ 東経129°31.7′）
事故の概要	貨物船美鍛丸は、錨泊中、走錨し、真珠養殖施設に進入して同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成30年3月26日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 美鍛丸、748トン
船舶番号、船舶所有者等	143064、株式会社菅原ジェネラリスト
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 真珠養殖施設 枠綱の切断等
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風速 約10～15m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m 平戸市には、3月19日11時02分に暴風警報（発表基準：陸上又は海上で平均風速が20m/sに達すると予想された場合）が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、航行予定海域の天候悪化を予想し、平成30年3月19日18時35分ごろ、川内湾において船首を北方に向け、右舷錨を投下して錨鎖を4節繰り出し、主機を停止して錨泊を開始した。 本船の錨泊場所は、東方に湾口を開いた川内湾の中央付近で、湾口南側に位置する <sup>まが</sup> 曲り埼西方沖に設置された真珠養殖施設（以下「本件養殖施設」という。）から北北東方沖約600mの地点であった。 船長は、錨泊する際、風速が約10～12m/sとなっていることを認め、湾内であり風がこれ以上強くなることはないと思い、錨泊開始後、書類整理を行ったのち、19時20分ごろ自室に戻って休息することとして船橋を無人とした。 船長は、20日05時30分ごろ、起床して船尾楼甲板に出たところ、本船が陸岸付近に接近した上、船尾付近の海面に本件養殖施設のブイが密集しているのを認め、本船が走錨し、同施設に進入したこと

	<p>に気づき、風速が約15m/sとなっていることを認めた。</p> <p>本船は、船長が陸岸から遠ざかる目的で、抜錨し、主機を前進としたところ、プロペラに養殖施設の枠網を巻き込み、航行不能となった。</p> <p>本船は、船長が、船舶管理会社に本事故の発生を連絡し、海上保安庁に通報した後、船舶所有者が手配した引船によって養殖施設から引き出された。</p> <p>本船は、空船で、喫水が船首約2.7m、船尾約3.6mであった。</p> <p>本船の錨泊場所は、水深が約30m、底質が泥で、本事故当時、川内湾に本船以外の錨泊船はいなかった。</p> <p>船長は、川内湾での錨泊経験があり、曲り埼西方沖に養殖施設が設置されていることを知っていた。</p> <p>本船の錨は、ストックレスアンカー（AC-14型）で、右舷錨が重さ約1,420kg、左舷錨が重さ約1,410kgであった。</p> <p>本船の錨鎖は、全長が各舷約22.6mで、1節の長さが約2.5mであった。</p> <p>船長は、本事故当時、暴風警報が発表されていることを知らなかった。</p> <p>船舶自動識別装置（AIS）情報の記録によれば、本船は、錨泊開始後、19日22時27分ごろ南南西方への走錨が始まり、20日02時03分ごろ～21分ごろの間に本件養殖施設付近に進入した。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、暴風警報が発表されている状況下、荒天避難の目的で錨泊中、船長が、湾内であり風が強くなることはないと思いき、錨鎖4節を繰り出して単錨泊としていたことから、係駐力を上回る外力を受けて走錨し、本件養殖施設に進入し、同施設が損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、暴風警報が発表されている状況下、荒天避難の目的で錨泊中、船長が、湾内であり風が強くなることはないと思いき、錨鎖4節を繰り出して単錨泊としていたため、係駐力を上回る外力を受けて走錨し、本件養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>船舶管理会社は、本事故後、再発防止策として、次の措置を講じることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避泊を行う場合、天候や錨泊の状況等を記入した避難報告書を会社へ提出させ、必要に応じて会社から錨地の変更等の指示をできるようにした。</li> <li>・ 避泊中は必ず当直を立て、主機の使用に備えるとともに、走錨を早期に発見するため、目視に加え、レーダー、電子海図表示装置のガードリング機能等を活用するよう周知徹底した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

られる。

- ・ 荒天により避泊する場合は、風等の外力を過小評価することなく十分な長さの錨鎖を伸出するなど、適切な錨泊方法を講じた上、主機を常に使用可能な状態にするとともに、当直を立てること。
- ・ 荒天時は、注意報・警報の発表状況を随時確認するとともに、同発表基準についても確認すること。
- ・ GPS及びAISの情報を有効活用し、走錨の早期検知に努めること。